安心して治療を受けていただくために

高額な医療費の負担を軽減させるために、公的医療保険制度には「高額療養費制度」という仕組みが設けられています。高額療養費制度は公的な健康保険に加入者なら誰もが利用できる制度です。高額療養費制度を利用すると、自己負担額を大幅に軽減することができます。

【高額療養費制度の活用】

高額療養費制度とは、医療機関や薬局の窓口で支払った額が、ひと月（月の初めから終わりまで）で上限額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。

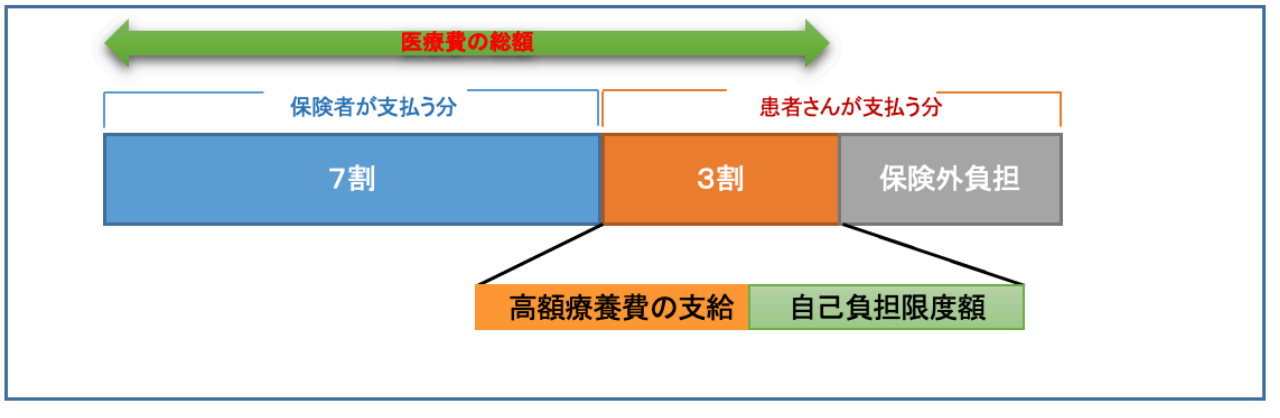

ー自己負担限度額ー

1ヶ月の自己負担の上限額は、年齢と所得によって下記のように定められています。入院時の食事代や、差額ベッド代は含まれません。

上限額は、年齢や所得によって異なります　①70歳以上の方

毎月の上限額は、加入者が70歳以上かどうかや、加入者の所得水準によって分けられます。
また、70歳以上の方には、外来だけの上限額も設けられています。

＜70歳以上の方の上限額（平成30年８月診療分から）＞

適用区分		外来(個人ごと)	ひと月の上限額（世帯ごと）
現役並み	年収約1,160万円～ 標報83万円以上／課税所得690万円以上	252,600円＋(医療費－842,000)×１％	
	年収約770万円～約1,160万円 標報53万円以上／課税所得380万円以上	167,400円＋(医療費－558,000)×１％	
	年収約370万円～約770万円 標報28万円以上／課税所得145万円以上	80,100円＋(医療費－267,000)×１％	
一般	年収156万～約370万円 標報26万円以下 課税所得145万円未満等	18,000円 （年14万４千円）	57,600円
住民税非課税等	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円

注　１つの医療機関等での自己負担（院外処方代を含みます。）では上限額を超えないときでも、同じ月の別の医療機関等での自己負担を合算することができます。この合算額が上限額を超えれば、高額療養費の支給対象となります。

上限額は、年齢や所得によって異なります　②69歳以下の方

毎月の上限額は、加入者が70歳以上かどうかや、加入者の所得水準によって分けられます。

＜69歳以下の方の上限額＞

適用区分		ひと月の上限額（世帯ごと）
ア	年収約1,160万円～ 健保：標報83万円以上 国保：旧ただし書き所得901万円超	252,600円＋(医療費－842,000)×１％
イ	年収約770～約1,160万円 健保：標報53万～79万円 国保：旧ただし書き所得600万～901万円	167,400円＋(医療費－558,000)×１％
ウ	年収約370～約770万円 健保：標報28万～50万円 国保：旧ただし書き所得210万～600万円	80,100円＋(医療費－267,000)×１％
エ	～年収約370万円 健保：標報26万円以下 国保：旧ただし書き所得210万円以下	57,600円
オ	住民税非課税者	35,400円

注　１つの医療機関等での自己負担（院外処方代を含みます。）では上限額を超えないときでも、同じ月の別の医療機関等での自己負担（69歳以下の場合は２万１千円以上であることが必要です。）を合算することができます。この合算額が上限額を超えれば、高額療養費の支給対象となります。

厚生労働省保健局「高額療養費制度を利用される皆さまへ」

ー多数回該当とはー

過去12ヶ月以内に3回以上、上限に達した場合は、4回目以降から「多数回該当」となり、上限額が下がります。※健康保険組合へ払い戻しの手続きが必要です。

＜70歳以上の方の場合（平成30年８月以降の診療分）＞

所得区分	本来の負担の上限額	多数回該当の場合
年収約1,160万円～の方	252,600円＋（医療費－842,000円）×1%	140,100円
年収約770万～約1,160万円の方	167,400円＋（医療費－558,000円）×1%	93,000円
年収約370万～約770万円の方	80,100円＋（医療費－267,000円）×1%	44,400円
～年収約370万円	57,600円	44,400円

（注）「住民税非課税」の区分の方については、多数回該当の適用はありません。

＜69歳以下の方の場合＞

所得区分	本来の負担の上限額	多数回該当の場合
年収約1,160万円～の方	252,600円＋（医療費－842,000円）×1%	140,100円
年収約770万～約1,160万円の方	167,400円＋（医療費－558,000円）×1%	93,000円
年収約370万～約770万円の方	80,100円＋（医療費－267,000円）×1%	44,400円
～年収約370万円	57,600円	44,400円
住民税非課税者	35,400円	24,600円

ー限度額適用認定証をご活用くださいー

あらかじめ「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関の窓口に提出することで、医療機関ごとにひと月の支払額が自己負担限度額までとなります。

当院では、マイナンバーカードでの対応もしています。保険証提示の際にマイナンバーカードをご提示いただくことで簡単にお手続きができます。

治療を支える公的制度のご紹介

【医療費控除の活用】

医療費控除とは、本人または家族が、1年間（1月～12月）に世帯で10万円以上の医療費を支払った場合、確定申告により所得税の一部が戻ってくる制度です。
医療費控除の申告には領収書の添付が必要ですので、日頃から領収書の保存をしておきましょう。申告を忘れていた場合、5年までさかのぼって申告ができます。

医療費控除の対象となるもの

・医師による診療、治療費
・治療や療養に必要な医薬品の費用
・入院にともなる費用（身の回り品の購入は除く）
・通院のための電車、バス代
・治療のためのマッサージ、鍼灸の費用
・医療用器具の購入費
・在宅療養の費用

など

医療費控除の対象とならないもの

・タクシー代（症状からタクシー利用が妥当な場合を除く）
・健康診断、人間ドック（診断の結果病気が見つかり、治療した場合を除く）
・差額ベッド代（病院の都合による場合を除く）
・マイカーでの通院のためのガソリン代
・診断書作成料

など

詳細はお住まいの管轄の税務署にご相談ください

【傷病手当金とは】
～お仕事を休んでいる時のお金のこと～

病気休業中に被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度で、病気やけがのために会社を休み、事業主から十分な報酬が受けられない場合に支給されます。

この制度の対象となる方

健康保険に加入している会社員の方＊国民健康保険の被保険者は対象外

主な仕組み

支給額：休職している間、1日につき給料（日額）の3分の2にあたる額が保障されます。

支給期間：通算で1年6カ月間支給されます。

次のすべての条件を満たした場合に利用できます。

（1）仕事をすることができないこと
（2）3日以上連続して仕事ができなかったこと
（傷病手当金が支給されるのは4日目以降）
（3）給料や、障害・老齢年金などが支払われない（支払いがあっても傷病手当金の支給額より少ない）こと＊支払額が傷病手当金の支給額より少ない場合は、差額を補てんする
（4）業務外の事由による病気やけがの療養のための休業であること（労災対象者は対象外）

【障害年金とは】
～仕事や生活などに制限が出てしまったときには～

病気などで生活や仕事などが制限されるようになった６５歳未満の方に支給される年金です。日常生活で介助が不可欠な場合や、生活や仕事に著しい制限を受ける状態になった場合に受給できることがあります。
初診時に加入していた年金保険によって、障害基礎年金（国民年金）、障害厚生年金（厚生年金）、障害共済年金（共済年金）に分かれ、等級は１～３級に分かれます。
身体障碍者手帳の等級とは異なり、手続きも別に行う必要があります。

申請時期：発症から1年6か月、もしくは障害固定日

条件：65歳未満、障害等級表に定める障害に該当する（1～3級）

当院のがん相談支援センターへ

制度の申請手続きなどは複雑なことも多いです。がん相談支援センターでは申請窓口や書類の準備方法など一緒に確認、ご案内をさせて頂きますのでお気軽にご相談ください。　お電話、対面どちらでも大丈夫です。

～お問い合わせ先： 045-628-6317（8：30～16：30）～

「お仕事と治療を両立する」ための サポート

みなと赤十字病院では、仕事に関する専門家とがん相談支援センターが連携しながら、
患者さんやご家族のお悩みを伺い、一緒に解決法を考えていきます。

【社会保険労務士と相談する】

社会保険や労務関係の専門家である社会保険労務士の出張相談を行っています。
まずは**がん相談員がお話しを伺い、相談日時をご調整します**。

相談例
・治療のために休みが続くと解雇されないか心配
・上司や同僚に治療のことをどのように伝えたらよいか
・休職中の社会保障制度について知りたい　　など

【ハローワーク横浜の出張相談】

ハローワーク横浜の長期療養者を対象とした出張相談会が月に１回開催されます。
開催日：毎月第４火曜日　10時～12時
ご予約は、がん相談支援センターにてお受付しています。

相談例
・仕事を辞めてしまったが、体調に合わせてできる仕事を探したい
・仕事を探す際に、病気のことをどこまで伝えたらいいか
・どんな求人があるか知りたい　　など

【治療と仕事の両立支援】

働き続けたいという患者さんに、がん相談員が仕事と治療の両立・復帰に向けたご相談を伺います。
主治医と協働し、お仕事との両立を配慮しながら治療計画や復帰計画を一緒に検討させて頂きます。治療中に配慮が必要なことを文書で会社とやりとりすることも可能です。

まずは、がん相談支援センターでご相談ください

お問い合わせ：がん相談支援センター

045-628-6317（8：30～16：30）